

令和 7 年度

林業従事者等確保緊急支援対策補助金
(うち労働安全確保・経営力強化対策のうち林業労働安全確保対策事業)

公 募 要 領

令和 8 年 3 月 2 日



HIA
Harmonization 調和, Innovation 革新, Aspiration 大志

株式会社森林環境リアライズ

補助金の交付申請をされる皆様へ

株式会社森林環境リアライズ（以下「リアライズ」という。）が実施する補助事業は、国庫補助金が財源であり、その適正な執行が強く求められます。

事業の実施においては、適正な補助金の執行を行うとともに、虚偽や不正行為に対しては厳正に対処いたします。

本事業の補助金の交付を申請する認定事業主等は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号。以下「交付規則」という。）、林業従事者等確保緊急支援対策補助金交付等要綱（令和 4 年 12 月 2 日付け 4 林政経第 816 号 農林水産事務次官依命通知【最終改正】令和 7 年 12 月 16 日付け 7 林政経第 226 号。（以下「交付等要綱」という。）、林業従事者等確保緊急支援対策実施要領（令和 4 年 12 月 2 日付け 4 林政経第 818 号 林野庁長官通知【最終改正】令和 7 年 12 月 16 日付け 7 林政経第 243 号。以下「実施要領」という。）及びその他の法令の定めによるほか、この公募要領の定めにより事業を実施します。

- ① 補助金に関係する全ての提出書類において、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- ② 交付申請を不正に行った疑いがある場合には、申請者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。なお、事業に係る取引先（販売店、代理店、委託先等含む）に対しても不明瞭な点が確認された場合申請者立ち会いのもとに必要に応じて現地調査等を実施します。その際、申請者から取引先に対して協力をお願いして頂くこととします。
- ③ ②の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取消を行います。また、リアライズから新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執るとともに、申請者の名称及び不正の内容を公表することがあります。
- ④ 補助金に係る不正行為に対しては、補助金適正化法第 29 条から第 32 条において、刑事罰等を科す旨規定されています。あらかじめ補助金に関するそれら規定を十分に理解した上で本事業の申請手続きを行ってください。
- ⑤ リアライズから補助金の交付決定を通知する前に、既に発注等を完了させた事業等については、補助金の交付対象外とします。
- ⑥ 補助事業を遂行するため、売買、その他の契約をする場合、若しくは補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合の契約に当たっては、農林水産省から補助金交付等停止措置又は契約に係る指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方とすることは原則できません。
- ⑦ 補助金交付申請書提出にあたっての注意事項
 - ・ 交付申請書等は、返却しません。
 - ・ 交付申請書等は、リアライズが受理した後の変更又は取消しができません。
 - ・ 交付申請書等は、提出者に無断で使用しません。
 - ・ 応募要件を有しない者が提出した交付申請書等は無効とします。
 - ・ 交付申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
 - ・ 以下の取組みは、本事業の対象となりませんので、注意してください。
 - (ア) 農林水産省の他の補助金交付を受けている、又は受ける予定のある取組み。
 - (イ) 事業による成果について、その利用を制限し、公益・普及の利用に供しない取組み。
 - (ウ) 営利目的の活動又は活動対象が申請者の会員等に限定された取組み。
- ⑧ リアライズは、交付決定後、交付決定した事業者名、事業概要等をリアライズのホームページ等で公表します。（個人・個人事業主を除く）

目 次

1. 事業概要	1
1) 事業の背景と目的	1
2) 事業の効果	1
2. 事業の内容	1
1) 補助対象事業者	1
2) 補助対象事業	2
3) 申請の単位	2
4) 補助率・補助上限額	3
5) 他の補助事業との重複	3
6) 補助対象経費	4
3. 交付申請	5
1) 交付申請書	5
2) 公募から事業実施までのスケジュール	6
3) 申請書類提出先	7
4. 審査及び結果の通知	7
1) 審査方法	7
2) 選定結果の通知	7
5. 導入した装備・装置の検品と労働安全研修会の視察確認	8
6. 労働安全コンサルタント等の専門家の診断について	8

1. 事業概要

1) 事業の背景と目的

「総合的なTPP等関連政策大綱」に即し、新たな国際環境のもとで、合板・製材・集成材等の競争力を高めることに加えて、豊富な資源量を有する森林資源を活用し、建築用木材等の供給力強化をはかることによる海外情勢の影響を受けにくい需給構造の構築をはかる取り組みが求められています。

このような中、伐採・造林等の施業を行う林業従事者等の人手不足・林業労働力の確保等が大きな課題となっており、労働安全確保、林業経営体の経営力強化、外国人材の確保、並びに他地域や農業・建設業等の他産業との連携の取り組みを推進する必要があります。

本事業は、林業従事者等確保緊急支援対策として、認定事業主及び選定経営体等（以下、「認定事業主等」という。）に対し、林業労働力の確保をはかるために、安全で衛生的な職場づくりに向けた装備・装置の導入や労働安全研修の実施の取り組みを支援することを目的とします。

※認定事業主や選定経営体等

1. 認定事業主：林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第5条第1項に基づき、都道府県知事の認定を受けた事業主
2. 選定経営体：林業経営体の育成について（平成30年2月6日付け29林政経第316号林野庁長官通知）に基づき、効率的かつ安定的な林業経営や森林経営の継続性の確保を目指す林業経営体として都道府県知事が選定した林業経営体

2) 事業の効果

本事業は、認定事業主等の安全で快適な職場づくりを通じた林業労働力の確保をはかるために、安全で衛生的な職場づくりに向けた装備・装置の導入や労働安全研修をセットで行う事業に対して経費補助を行うものです。事業の実施に伴い地域の森林・林業環境に適合した安全衛生装備・装置の普及を始め、安全で快適な環境づくりを通じた林業労働力の確保・定着など多くの効果が期待されます。

2. 事業の内容

1) 補助対象事業者

下記を満たす認定事業主等であること。

- (1) 日本国内に登録している法人の認定事業主等であること。
- (2) 安全衛生に資する装備・装置の導入や労働安全研修の具体的な計画があること。
- (3) 補助事業を遂行できる財務状況であり、具体的な資金調達計画があること。
- (4) 農林水産省の機関から指名停止の措置等を受けていないこと。なお、「指名停止の措置等」は、公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であって、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。
- (5) 法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。
- (6) 公募にあたり「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向けチェックシート」を提出すること。

チェックシートの詳細は、林野庁ホームページを参照すること。

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/mokusan/seisankakou/anzenkiban.html>

他の事業において作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向けチェックシートを提出している場合は、これに代えることができます。

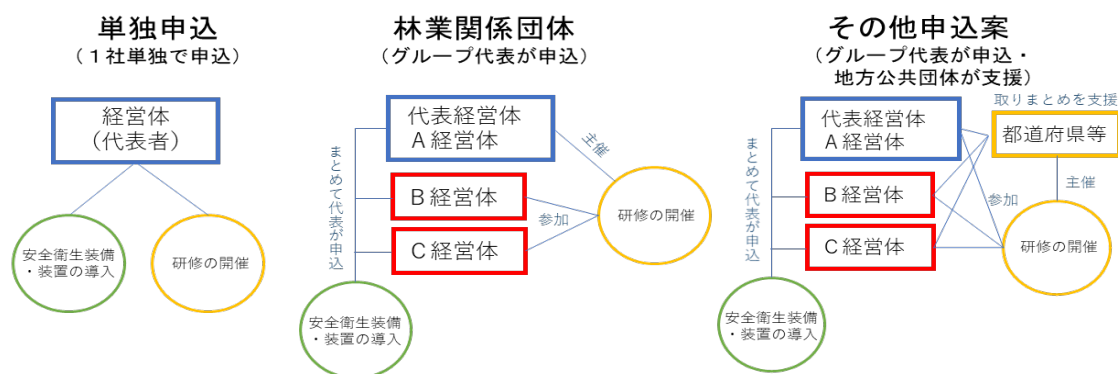
- (7) 事業完了までに作業安全対策に知見のある労働安全コンサルタント等の専門家の診断を受診することを条件とします。既に労働安全コンサルタント等の専門家の診断を受けている場合は、受診の「修了書」のコピーを添付書類として提出すること。なお、事業期間内に診断を受診できなかった場合には可能な限り速やかに受診し、診断を受診した「修了書」のコピーは令和8年12月11日まで提出すること。
- (8) 「環境負荷低減チェックシート」に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックしたうえで、交付申請時に提出することを条件とします。また、実績報告提出の際には、事業実施期間中に実施した旨をチェックして提出すること。なお、提出されたチェックシートは取りまとめ、林野庁長官に提出します。
- (9) 労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針に基づく安全衛生に関する方針の表明と目標の設定を行い、明文化したものを提出すること。
- (10) 事業終了後は実績報告書及び実績報告書概要版（事業実施結果・研修実施結果・写真添付）を提出すること。
- (11) 実績報告提出には、導入した安全衛生に資する装備・装置の指定書式アンケート及び研修参加者指定書式アンケートを実績報告の際に提出すること。

2) 補助対象事業

認定事業主等の現場技能者が使用する安全衛生に資する装備・装置の導入や労働安全研修会の開催が必須であること。

3) 申請の単位

- (1) 認定事業主等が申請すること。
- (2) 複数の認定事業主等で取り組む場合は、代表する認定事業主等が申請すること。
- (3) 認定事業主等を取りまとめる地方公共団体、林業関係団体が申請することは可能です。なお、地方公共団体、林業関係団体が補助金交付を受けるときには、事業経費に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、補助金調書を作成・提出することを条件とします。
- (4) 都道府県が地域の認定事業主等を取りまとめ、代表する認定事業主等が申請することは、安全衛生に資する装備・装置の普及の観点から望ましく推奨します。また、地方公共団体または林業関係団体、林業・木材製造業労働災害防止協会支部が認定事業主等を取りまとめて申請することも推奨します。



4) 補助率・補助上限額

補助事業内容	補助率	重要な変更
・林業労働安全衛生に資する装備・装置の導入や労働安全研修の実施に係る経費 ・1団体当たり事業費400万円を上限 ・安全衛生装備・装置の取得価格は1製品価格50万円(税込み)未満	・装備・装置の導入経費は1/2以内 ・労働安全研修の実施に係る経費は定額(事業費400万円の内数とし、上限100万円以内)	・「経費」の欄に上げる経費の30%を超えた増減
・安全衛生に資する装備・装置購入の単価は、財産の管理等及び財産の処分の制限の関係から、1製品(個)当たりの上限額を50万円未満(消費税額込み)とします。 ・レンタル・リースの月額単価も同様に50万円未満(消費税額及び運搬費含む)とします。		
・事業費は1団体あたり400万円以内 ・複数の認定事業主等で取り組む場合は1団体当たり400万円以内(例：2認定事業主等が共同で申し込む場合は800万円以内) ・単年度複数回申請の場合も合計で1団体あたり400万円以内 ・研修受講者の人件費・日当・旅費交通費、社内講師人件費・日当・旅費交通費、飲食に係る全ての経費は補助対象外 ・また、事務局が補助対象外と判断した経費は含まない		

※○申請のあった金額は、補助対象経費等の精査により減額することがあるほか、本事業で収益を得る場合には、当該収益分に相当する金額の返還が必要となる場合があります。

○計画した労働安全研修に大きな変更が生じた場合には、事業の中止や補助額を減額することがあります。

5) 他の補助事業との重複

本補助事業の同一の費用に対して、本補助金と農林水産省や他省庁の国庫補助金(負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第2条第4項第1号に掲げる補助金、及び同項第2号に掲げる資金を含む。)の併用はできません。

なお、地方公共団体、(独)農林漁業信用基金など他の助成金との併用は問題ありません。

6) 補助対象経費

補助対象事業に係る下記の費用を対象とします。

区分	範囲及び算定方法
①謝金	・研修会の講師など認定事業主等以外の者に対する謝礼に必要な経費とします。 ・単価は妥当な根拠に基づき業務の内容に応じた設定とします。
②旅費	・研修会の講師派遣に必要な交通費とします。 ・旅費は日本国内旅費に限定します。国外から及び国外への旅費は対象外とします。 ・研修に参加する受講者の日当・旅費は対象外とします。
③需要品	・研修会での消耗品、消耗器材等の調達に必要な経費とします。
・ 消耗品費	・安全衛生に資する装備・装置のうち消耗品に該当するものとします。
・ 印刷製本費	・研修会の配布資料や実施報告書等の印刷や製本に必要な経費とします。
④燃料費	・研修会等に使用する機械の燃料購入に必要な経費とします。
⑤役務費 ・ 通信運搬費	・郵便及び宅配料、電話料、データ通信料、諸物品の運賃等の支払に必要な経費とします。 ・本補助金の交付申請書に係る費用は対象外とします。
⑥使用料及び 賃借料	・車両、器具機械、会場、事業の円滑な実施をはかるために必要な備品、資機材等の借上げに必要な経費とします。 ・安全衛生装備・装置の導入に伴うレンタル・リースに該当するものとします。 ・研修会で使用する林業機械以外の林業機械リース費用は対象外とします。
⑦備品費 ・ 資機材購入費	・事業の効果的かつ円滑な実施をはかるために必要な備品、資機材等の購入に必要な経費とします（汎用性のあるものを除く。） ・安全衛生に資する装備・装置のうち備品に該当するものとします。

※交付決定日前に発生した費用は補助対象外とします。

事務所賃借料、敷金、礼金、その他事務手数料は補助対象外とします。

飲食に係る全ての経費及び予備費は補助対象外とします。

3. 交付申請

1) 交付申請書

(1) 事業の公募

- 事業の公募は、リアライズホームページ (<https://www.f-realize.co.jp/anzenr08>) で行います。また、同ホームページに適宜公募の関連情報を掲載します。

(2) 公募の期間

- 公募の開始：令和8年4月1日(水)より随時受付。
- 公募の締切：補助金予算の上限に達したら締め切ります。
また、事業実施期間の関係から令和8年10月15日(木)に公募受付を締め切る予定です。

(3) 交付申請・交付決定通知期間

- 公募要領別紙1に示す「装備・装置」と同別紙3の「研修事業」については、概ね2週間で交付決定通知を受理し事業着手ができます。
- 公募要領別紙1に記載のない「装備・装置」や同別紙3に記載のない「研修事業」は、委員会での審査のため、概ね1ヶ月で交付決定通知を受理し事業着手となります。
※交付決定通知を受理前の事業着手は認めません。

(4) 補助事業期間

- 補助事業実施期間：交付決定日～原則3ヶ月以内とします。
- 実績報告書提出期限：補助事業完了の日から起算して30日以内。
※労働安全コンサルタント等の専門家の診断の受診「修了書」のコピーは令和8年12月11日までに提出してください。

(5) 交付申請方法等

- 申請者は、リアライズホームページ (<https://www.f-realize.co.jp/anzenr08>) より交付申請書の様式をダウンロードして作成し提出してください。
- 提出方法：交付申請書受付日以降、書類提出先に電子メールもしくは郵送にて送付してください。
 - ①電子メールにて送付する場合は、必ず電話にて、送付した旨を事務局に連絡してください。電話連絡が無く、電子メール未受信等の場合は交付申請が無かったこととします。
 - ②郵送・運送で送付する場合は、書留もしくは宅配便等の配達記録が残る方法で発送してください。
- 交付申請時に提出する書類等は、令和7年度 林業従事者等確保緊急支援対策補助金（うち労働安全確保・経営力強化対策のうち林業労働安全確保対策事業）補助金交付規程及び交付申請書等を参照してください。
- 提出する書類の部数は1部（公印不要）です。

2) 公募から事業実施までのスケジュール

スケジュール	リアライズ	認定事業主等 【補助事業者】
公募 ▶ 事業告知 令和8年3月2日（月）より ▶ 事業に関する問合せ 令和8年3月16日（月）より ▶ 交付申請書受付（随時） 令和8年4月1日（水）～予算上限に達するまで。 ▶ 事業期間の関係から令和8年10月15日には受付を締め切る予定です。	・ 事業告知：ホームページ (https://www.f-realize.co.jp/anzenr08)で 情報公開 ・ 問合せ先 後記、地域別事務局まで 交付申請書受理 令和8年4月1日随時	交付申請書作成・提出
審査・交付決定 事業実施・検査・支払い ▶ 交付申請書の審査 令和8年4月1日以降随時審査 ・ 公募要領別紙1に示す「装備・装置」と同別紙3に示す「研修事業」は概ね2週間で交付決定。 ・ 公募要領別紙1に記載のない「装備・装置」や同別紙3にない「研修事業」は概ね1ヶ月で交付決定。 ※交付決定通知を受理前の事業着手は認めません。 ※公募要領別紙1に記載のない「装備・装置」や同別紙3にない「研修事業」は企画運営委員会で検討します。 ※企画運営委員会は非公開です。選定結果のみを公表し、その内容は公開しません。 ▶ 実績報告書及び概要版提出期限 補助事業完了日から30日以内 ※最終：令和8年12月11日（金） ▶ 確定検査 事業完了後随時（30日以内） ※最終：令和8年12月18日（金） ▶ 補助金支払い 確定検査終了後随時 ※最終：令和8年12月25日	交付申請書審査 4月1日以降随時 公募要領別紙に示す「装備・装置」及び「推奨する労働安全研修事業」 （概ね2週間） 交付決定通知送付 公募要領別紙に記載がない「装備・装置」や「研修事業」 企画運営委員会 （概ね1ヶ月） 導入品の検品 労働安全研修視察 実績報告・確定検査 額の確定通知送付 助成金支払い	交付決定通知受理 事業開始 装備・装置導入・検品・研修実施 事業実績報告作成・提出 精算払請求作成・送付 助成金受領 事業完了

※公募情報（リアライズホームページ）：<https://www.f-realize.co.jp/anzenr08>

3) 申請書類提出先

●事務局

林業労働安全確保対策事業 事務局（株式会社森林環境リアイズ）

〒064-0821 札幌市中央区北1条西21丁目3-35

ホームページ：<https://www.f-realize.co.jp/anzenr08>

お問合せ対応時間：（平日）月～金 9：00～17：00

●申請についての地域別担当者・問合せ先及び申請書送付先電子メール

西日本担当事務局

担当：種^{たねい}市^ち 利彦・武^{たけだ}田^た 砂名夫

011-699-6841

anzen-w@f-realize.co.jp

東日本担当事務局

担当：小^こ林^{ばやし} 順二・菅^{すが}崎^{さき} 治宏

011-699-6353

anzen-e@f-realize.co.jp

4. 審査及び結果の通知

1) 審査方法

- 審査は林業労働安全衛生についての知見を有する学識経験者等により構成した企画運営委員会で行い、補助対象となる取組を選定します。
- 審査選考の企画運営委員会は非公開とします。
- 審査結果は、選定結果のみの公表とし、その内容は公開しません。

2) 選定結果の通知

- 審査に基づき、補助金交付候補者として選定された者に対しその旨を、それ以外の申請者に対しては、候補とならなかった旨をそれぞれ電子メールで通知します。
- 審査の過程及び結果に関する質問に対して、林業労働安全確保対策事業事務局は対応しません。
- また、補助金交付候補者は、林業労働安全確保対策事業事務局のホームページで申請団体名、実施場所、事業概要等を公開します。

5. 導入した装備・装置の検品と労働安全研修会の視察確認

- 事務局では、事業規模、導入した装備・装置や研修会の内容等を勘案のうえ、実地検査を行うこととし、交付決定後速やかに、検査の対象となる申請者に伝えます。
- 実地検査は、導入した装備・装置の検品と研修会の視察を併せて行いますので、研修会開催日までに全ての導入装備・装置の納入を完了してください。
- 原則として、研修の終了までは導入装備・装置は使用しないでください。
- 実地検査日には全ての導入装備・装置の確認を行いますので、研修会場等に全数を配置してください。
- なお、実地検査の有無に関わらず、導入装備・装置並びに研修会の開催状況については、実績報告時の提出書類（「実績報告書概要版」等）にて報告を求めます。

6. 労働安全コンサルタント等の専門家の診断について

- 事業完了までに、作業安全対策に知見のある労働安全コンサルタント等の専門家の診断を受診することを条件とします。
- ただし、既に労働安全コンサルタント等の専門家の診断を受けている場合はこの限りではありません。
- 3カ月の事業期間内に診断を受診で出来なかった場合には可能な限り速やかに受診し、「修了書」のコピーを令和8年12月11日までに提出してください。
- なお、令和8年予算事業として予定されている、安全診断の実施を支援する「林業労働安全活動促進事業」の活用が可能な場合があります。活用を希望される場合、または労働安全コンサルタント等の専門家の診断における不明な点は、事務局に連絡してください。

申請方法等に関するお問い合わせ先

林業労働安全確保対策事業 事務局（株式会社森林環境リアライズ）

〒064-0821 札幌市中央区北 1 条西 21 丁目 3-35

ホームページ：<https://www.f-realize.co.jp/anzenr08>

お問合せ対応時間：（平日）月～金 9：00～17：00

西日本担当事務局

担当：たねいち 種市利彦・たけだ 武田砂名夫

011-699-6841

anzen-w@f-realize.co.jp

東日本担当事務局

担当：こばやし 小林順二・すがさき 菅崎治宏

011-699-6353

anzen-e@f-realize.co.jp

公募要領 別紙 1

林業労働安全確保対策事業に伴う安全衛生に資する装備・装置品リスト

基本事項		●装備・装置品は労働安全衛生規則で義務化されていない製品を優先します。 ●防護衣等は視認性の高い色合いで機能性の高い製品が対象です。 ●防護ズボンは JIS T8125-2 class 1 以上の適合品が対象です。 ●防護靴は JIS T8125-3 level 1 以上の適合品が対象です。
区 分		条件・装備品の種類
防護 装備	防護着・レインウェア	目立つ色合い、機能性が高い製品
	空調ウェア・ベスト等	目立つ色合い、バッテリーやインナーを含む
	チェーンソー防護ズボン・チャップス	JIS T8125-2 2022 class1 以上又は ISO、EN、ASTM、AS/NZS 規格の class1 以上の表示がある防護ズボン又はチャップス
	チェーンソー防護靴	JIS T8125-3、ISO、EN、ASTM 規格及び AS/NZS 規格の level1 以上の表示がある安全靴
	ヘルメット（保護帽）	チェーンソー及び刈払い作業用の厚生労働大臣が定めた型式検定に合格した保護帽（フェイスガード・イヤマフ付き） フェイスガード・イヤマフのみ、又は一般作業用保護帽にフェイスガード・イヤマフの後付けも可
	手袋	防振・耐切創用手袋
	脚絆、脛あて	チェーンソー防護脚絆は JIS T8125-5 class1 以上の表示がある脚絆 草刈り用脚絆(規定なし)
通信機器		デジタル無線機、Bluetooth 無線機、衛星無線、衛星携帯電話（本機買取経費のみ）、LPWA 等
かかり木処理機材		エンジン・電動・手動ウインチ及び資材（繊維ロープ・滑車等一式）、フェリングレバー、ターニングストラップ、立入禁止表示等
高性能チェーンソー等		トリオブレーキ付・慣性式チェンブレーキ付等 40 cc以上のチェーンソー、電動チェーンソー、背負い式ポールチェーンソー、電動・エンジン式両手ハンドル（Uハンドル）刈払機、刈払機高性能ハーネス、電動剪定ばさみ、自動目立て機、エンジン用クリーン燃料（試行使用 100ℓ 以下）、チェーンソー及び刈払機安全装置の部品・整備費等
計測・ 警報・ 補助	伐木関係	伐木方向指示装置、近接作業警報装置、電動クサビ・充電式ドリル、クサビ打ち用衝撃吸収ハンマー、ショルダーハーネス付きツールベルト、消防法適合燃料携行缶、伐倒訓練用疑似木固定台等
	木寄せ・集材	繊維ロープ、繊維ロープ用滑車等、オートチョーカー、チョーカーチェーン、路肩滑落警報装置、軽量敷板等
	造林・保育関係	苗木用背負子、電動小運搬機、コンテナ苗植栽機、植栽用電動ドリル、苗木運搬用ドローン、梯子・昇柱機、U字つり用胴ベルト・フルハーネス等
安全・ 衛生	熱中症対策	熱中症みはり計、バッテリー式冷凍保冷機、ネッククーラー、熱中症対策キット等
	安全衛生品	パワーアシストスーツ、クマ・ハチ・ヒル対策物品、AED（買取）、ポイズンリムーバー、アナフィラキシー補助治療薬（薬剤費のみ）、担架（携帯・折りたたみ式）、救急箱・ファーストエイドバッグ等
その他	調査・管理等	レーザーコンパス、丸太検知システム、ドローン、林業用位置情報共有システム、指導用小型カメラ、簡易トイレ、移動式休憩小屋、気象情報システム等

公募要領 別紙 1

公募要領 別紙 2

林業労働安全確保対策事業の目的に適合しない装備・装置品リスト

基本事項		●森林施業以外の事業に供する装備・装置品は補助対象外です。例えば、市街地の特殊伐採、ツリークライミング資材、土木・電気事業に関する支障木処理に供する林業資材などは補助対象外です。 ●労働安全衛生規則及びチェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドラインに適合しない装備・装置品は補助対象外です。 ●生産性の向上が主な目的の装備・装置品は補助対象外です。 ●伐木・木寄せ・集材等の林業機械リース料は補助対象外です。
区 分		条件・装備品の種類
防護 装備	防護着・レインウェア	・黒、紺、茶、緑など森林内で目立たない色合いの防護着 ・従来のナイロン製雨合羽などの機能性が低い製品
	空調ウェア・ベスト等	・目立たない色合いの空調ウェア・ベスト
	チェーンソー防護ズボン・チャップス	・JIS T8125-2 2022 class1 及び ISO、EN、ASTM、AS/NZS 規格の class1 の準拠品の防護ズボン・チャップス ・七分丈といった裾の短いチャップス ・裾部に止め具がないチャップス
	チェーンソー防護靴	・JIS T8125-3、ISO、EN、ASTM 規格及び AS/NZS 規格の Level1 の準拠品（JIS T8125-3 等のカットスルー未試験品） ・地下たび型 ・規格外のスパイク付き長靴 ・先芯入りのみの安全靴
	ヘルメット（保護帽）	・一般作業用（チェーンソー及び刈払い作業用以外）の保護帽 ・チェーンソー作業用の保護帽であっても厚生労働大臣が定めた型式検定を受けていない製品（海外通販の保護帽含む）
	手袋	・軍手
	脚絆、脛あて	・チェーンソー用防護脚絆で JIS T8125-5class1 以外の製品
通信機器		・アナログ無線、一般的な携帯電話、無線登録料等
ウインチ及びウインチ資材		・使用目的が特殊伐採などの森林施業以外に使用するウインチ及びウインチ資材等全て
チェーンソー・刈払い機		・40 cc未満の一般的なチェーンソー ・トップハンドル及びハンディーチェーンソー ・ソーチェーン、ソーチェーンオイル ・背負い式・ループハンドルツグリップ式刈払い機 ・刈刃
作業 資材	伐木関係	・腰鉈・鋸、かま、とびなど従来の手道具、通常クサビ、腰袋等 ・消防法に適合しない燃料携行缶等
	造林・保育関係	・長靴（スパイク付含む）、地下たび等

公募要領 別紙 2

公募要領 別紙 3

推奨する研修事業リスト

推奨する研修事業	●地域の林業経営体や行政機関と連携した研修を実施してください。 ●導入品を使用する全ての人が参加する研修会としてください。 ●都道府県や林業関係団体の主催する研修会参加や Web 研修への参加も可能です。この場合も導入品を使用する全ての人が参加してください。 ●有識者や専門家を招いての研修を推奨します。 ●林業技能検定に対応したチェーンソー伐木実技研修も対象です。		
推奨する研修プログラム		企画検討にあたって	予 算
林業労働災害の対応・リスクアセスメント・林業安全ゲーム等		●事務局にて講師の紹介及び派遣要請が可能です。	事務局に問合せ願います。
伐木のメカニズム・安全な伐木技術等			
林業労働災害の発生傾向と災害防止対策等			
技能検定の概要、林業労働災害の実態と対策・VRシミュレーター体験等			
林業労働災害防止のための安全装備 チェーンソーブーツを利用した山の歩き方			
リーディング・チームビルディング、事業場のコミュニケーション等			
チェーンソーの目立てや整備			
伐木技能実技講習 (林業技能 1 級～2 級相当)		●事務局にて技能検定対応講師の紹介及び派遣要請が可能です。	申請者が関係機関と調整して見積もりを依頼してください。
リスクアセスメント講習		●林災防支部、労働災害防止協会、日本赤十字社支部、消防署、振興局指導普及員等に直接問合せってください。	
熱中症対策			
救命救急法・AED 実習（室内座学・野外）			
現場レスキュー体験			
アンガーマネージメントシステム		●関係機関等に直接問い合わせてください。	
認知機能強化トレーニング			
ポジティブ思考講習			
コンプライアンス・ハラスメント講習		●地域の指導者等に直接問い合わせてください。	
かかり木処理講習会			
伐木技能ウインチ・ロープワーク			
目立て講習			